

○沼田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

条例第 8 号

改正 平成 2 8 年 3 月 2 9 日 条例第 2 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 7 条の規定に基づき長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号。以下「法」という。）の規定により長期優良住宅建築等計画の認定を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第 2 条 法第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定又は法第 8 条第 1 項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、申請 1 件につき、別表第 1 に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める額を、当該申請に係る建築物（建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。）のうち同時に当該認定又は変更認定を申請する住宅（法第 2 条第 1 項に規定する住宅をいう。以下同じ。）の数（以下「同時申請住宅数」という。）で除して得た額の手数料を納付しなければならない。

2 申請者は、当該申請に係る建築物が共同住宅等（共同住宅、長屋その他 1 戸建ての住宅以外の住宅をいう。）の場合においては、前項の手数料のほか、申請 1 件につき、別表第 2 に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める額を同時申請住宅数で除して得た額に 4, 2 0 0 円を加えて得た額の手数料を納付しなければならない。

3 申請者は、当該申請に係る建築物が建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 8 1 条第 2 項第 1 号ロに掲げる構造計算により設計されたものの場合においては、前 2 項の手数料のほか、申請 1 件につき、別表第 3 に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める額を同時申請住宅数で除して得た額の手数料を納付しなければならない。

4 申請者は、当該申請に係る建築物が 1 戸建ての住宅の場合においては、第 1 項の手数料のほか、申請 1 件につき、別表第 4 に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める額の手数料を納付しなければならない。

5 申請者が、当該申請に係る住宅の構造及び設備が法第 2 条第 4 項に規定する長期使用構造等であることを証する図書として市長が認めるものを添えて当該申請をする場合にあっては、前 3 項の規定は、適用しない。

6 申請者は、法第 6 条第 2 項の規定により申出を行う場合においては、前各項の手数料のほか、申請 1 件につき、当該申出に係る建築物について建築基準法第 6 条第 1 項の規

定により確認を申請する者が、沼田市建築基準法関係手数料条例（平成２０年条例第１０号）の規定により納付することとなる手数料に相当する額を同時申請住宅数で除して得た額の手数料を納付しなければならない。

７ 法第９条第１項の規定による譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請する者は、申請１件につき、１万２，０００円の手数料を納付しなければならない。

８ 第１項から第３項まで及び第６項の規定により算出した額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（手数料の返還）

第３条 納付した手数料は、返還しない。

（委任）

第４条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成２１年６月４日から施行する。

附 則（平成２８年３月２９日条例第２５号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

工事の種別	建築物全体の住宅の数	金額
新築	１戸	１万８，０００円
	２戸以上５戸以下	３万３，０００円
	６戸以上１０戸以下	５万２，０００円
	１１戸以上２５戸以下	９万２，０００円
	２６戸以上５０戸以下	１６万１，０００円
	５１戸以上１００戸以下	２７万９，０００円
	１０１戸以上２００戸以下	５１万４，０００円
	２０１戸以上	７２万５，０００円
増築又は改築	１戸	２万６，０００円
	２戸以上５戸以下	４万８，０００円
	６戸以上１０戸以下	７万６，０００円
	１１戸以上２５戸以下	１３万５，０００円
	２６戸以上５０戸以下	２３万６，０００円
	５１戸以上１００戸以下	４０万８，０００円

	1 0 1 戸以上 2 0 0 戸以下	7 3 万 4, 0 0 0 円
	2 0 1 戸以上	1 0 6 万 2, 0 0 0 円

別表第 2（第 2 条関係）

工事の種別	建築物全体の床面積（建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）		金額
新築	2 0 0 平方メートル以下		1 0 万 5, 0 0 0 円
	2 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以下		1 2 万 6, 0 0 0 円
	5 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以下		2 1 万円
	1, 0 0 0 平方メートルを超え 1, 5 0 0 平方メートル以下		3 1 万 5, 0 0 0 円
	1, 5 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以下		4 2 万円
	2, 0 0 0 平方メートルを超え 3, 0 0 0 平方メートル以下		5 2 万 5, 0 0 0 円
	3, 0 0 0 平方メートルを超え 5, 0 0 0 平方メートル以下		6 8 万 3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 平方メートルを超え 7, 5 0 0 平方メートル以下	型数が 2 0 以下	8 4 万円
		型数が 2 1 以上	9 4 万 5, 0 0 0 円
	7, 5 0 0 平方メートルを超え 1 万平方メートル以下	型数が 2 0 以下	9 9 万 8, 0 0 0 円
		型数が 2 1 以上	1 1 0 万 3, 0 0 0 円
	1 万平方メートルを超え 1 万 5, 0 0 0 平方メートル以下	型数が 3 0 以下	1 4 7 万円
		型数が 3 1 以上	1 6 8 万円
	1 万 5, 0 0 0 平方メートルを超え 2 万平方メートル以下	型数が 3 0 以下	1 6 8 万円
		型数が 3 1 以上	1 9 9 万 5, 0 0 0 円
	2 万平方メートルを超え	型数が 3 0 以下	2 2 0 万 5, 0 0 0 円

	3 万平方メートル以下	型数が 3 1 以上	2 5 2 万円
	3 万平方メートルを超え	型数が 3 0 以下	2 7 3 万円
	4 万平方メートル以下	型数が 3 1 以上	3 0 4 万 5, 0 0 0 円
	4 万平方メートルを超え	型数が 3 0 以下	3 2 5 万 5, 0 0 0 円
	5 万平方メートル以下	型数が 3 1 以上	3 5 7 万円
	5 万平方メートルを超え	型数が 3 0 以下	4 8 3 万円
	1 0 万平方メートル以下	型数が 3 1 以上	5 1 4 万 5, 0 0 0 円
	1 0 万平方メートルを超え	型数が 3 0 以下	5 2 5 万円
	えるもの	型数が 3 1 以上	5 7 7 万 5, 0 0 0 円
増築又は改築	5 0 0 平方メートル以下		1 0 万 8, 0 0 0 円
	5 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以下		1 7 万 3, 0 0 0 円
	1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 5 0 0 平方メートル以下		3 5 万 8, 0 0 0 円
	2, 5 0 0 平方メートルを超え 5, 0 0 0 平方メートル以下		6 4 万 7, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 平方メートルを超え 1 万平方メートル以下		1 1 1 万円
	1 万平方メートルを超え 2 万平方メートル以下		2 0 5 万 5, 0 0 0 円
	2 万平方メートルを超え 3 万平方メートル以下		2 9 5 万 1, 0 0 0 円
	3 万平方メートルを超えるもの		3 6 4 万 2, 0 0 0 円

注 型数とは、同一の形状、面積、位置、仕様等の住宅の種類の数进行いう。

別表第 3 （第 2 条関係）

建築物全体の床面積	金額
2, 0 0 0 平方メートル以下	4 万 2, 0 0 0 円
2, 0 0 0 平方メートルを超え 1 万平方メートル以下	7 万 4, 0 0 0 円
1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以下	1 0 万 5, 0 0 0 円
5 万平方メートルを超えるもの	1 5 万 8, 0 0 0 円

別表第 4 （第 2 条関係）

床面積	金額
-----	----

200平方メートル以下	5万3,000円
200平方メートルを超えるもの	6万3,000円